

様式第10号

ちばし消費者応援団（個人会員）活動報告書

令和 年 月 日

(あて先) 千葉県市長

住 所

報告者 氏 名 (登録番号)

電話番号

ちばし消費者応援団の登録に関する要綱第14条第1項の規定により、次のとおり報告します。

記

期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
	裏面 の活動報告（アンケート）をご記入下さい。
変 更 点	※登録内容（住所・電話番号・メールアドレス等）に変更があった場合に記入。

消費者教育の活動報告アンケート〔該当する番号に○をお付けください〕

番号	実践例	種類
1	消費生活センターが主催する講座やちばし消費者応援団（団体会員）等が行う消費者教育に関するイベントに参加した。	(ア) 自ら進んで消費者教育に親しみ、理解を深めること。
2	消費生活センターが発行する「暮らしの情報いずみ」や消費者教育に関する冊子を定期的に確認した。	
3	商品やサービスをめぐるトラブルがあった場合に、関係する情報を入手し、消費生活センター等への相談を行い、企業と問題解決に向けた交渉を行った。	(イ) 社会の一員として、よりよい市場とよりよい社会の発展のために消費者教育を実践すること。
4	地域で防犯パトロール活動を行った。 町内自治会の回覧や掲示板を利用し、悪質商法に関する注意喚起を行った。 消費者被害の防止のため、高齢者に声掛けをした。	
5	ゴミの減量のため、エコバッグの持参やゴミの分類を行った。 地球温暖化に配慮し、節電を行った。	
6	食品ロスをなくすため、食品廃棄の削減やフードバンクの活用に努めた。 地域の活性化や輸送燃料の削減を考え地元の農産物を積極的に消費した。	
7	発展途上国との公平な貿易を進め、途上国の低賃金労働を改善するフェアトレード商品を購入した。	
8	消費生活センターが主催するイベントやちばし消費者応援団（団体会員）等が行う消費者教育に関する事業に協力した。	(ウ) センター及び各種団体が行う消費者教育に関する事業に協力すること。
9	その他（自由記入）	

※（参考）ちばし消費者応援団の登録に関する要綱
第3条第3項

個人会員として登録することができる者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 千葉市に在住、在勤又は在学していること。
- (2) 次に掲げる活動のいずれかを行うこと。

ア 自ら進んで消費者教育に親しみ、理解を深めること。

イ 社会の一員として、よりよい市場とよりよい社会の発展のため、別表に定める消費者教育の実践例等の消費者教育を実践すること。

ウ センター及び各種団体が行う消費者教育に関する事業に協力すること。